

議案第 89 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
北本市障害児学童保育室
- 2 指定管理者として指定するもの
北本市栄 1 番地
特定非営利活動法人すきっぷ
理事長 吉 村 史 朗
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭